

特集／頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

少年非行は誰の責任か？

山内 尚俊

1. はじめに

この1～2年、少年非行や少年法関連の話題がマスコミで取り上げられない日はないと感じる位、連日報道されている。これは、神戸の小学生連続殺傷事件、ナイフ殺傷事件など立て続けに世間を震撼させるような少年による事件が起こり、「現在の少年法が、少年を甘やかしているため、少年は増長して酷い事件を起こすのだ」という論調が盛り上がったことが一番大きく影響しているものと思われる。

今までも、世間を騒がす少年による事件が起きる度に、似たような論調は繰り返し主張されてきたが、今回はそれが大合唱となり、ついには長らく中断されていた法制審議会少年法部会が再開されるに至るほどの大きなうねりとなったことは特筆すべきである。

もともと、この説明は正確ではない。もともと山形マツト死事件をきっかけに、最高裁は「事実認定の難しい少年事件がある」ので「少年事件における事実認定についての改善策を協議したい」と声をあげ、同調する法務省と共に、日本弁護士連合会に意見交換の申し入れをおこなってきた。そして、日弁連もこれを受け入れて、法曹三者の意見交換会がおこなわれることになり、1996年11月から1997年11月までの第1ステージと1998年1月からの第2ステージの意見交換会がおこなわれてきた。そこへ、これとは関係なく、神戸事件が起こり、さらにナイフ事件が起こり、例の「少年法が甘い」とか「被害者の人権が踏みにじられているのに、加害者

の少年は厚く守られ過ぎている」などの声があることになった。そして自民党がそういった「世論」をも背景にして、少年法の早期改正の意向を示しており、「いつまでも少年法改正に向かって動かないようであれば、議員立法で少年法を変えることもありうる」という態度を打ち出しているため、法曹三者も検討を急がざるをえなくなった。その結果、98年7月9日に法制審議会総会が開かれ、少年法改正が諮問され、これにともなって、法曹三者の意見交換会は打ち切られた。ここまでが、少年法「改正」をめぐる現在までの動きである。

このように、最近、少年非行をめぐる議論が盛んになり、少年法「改正」の動きも大きく急になっている。

しかし、私はかねてより感情的・短絡的な少年法「改正」論議には疑問をもっており、現在の少年非行の実態や現場の取組をよく点検した上で、事実に基づいて冷静に議論すべきだと考えている。

そこでこの際、そもそも少年非行の責任は誰にあるのか、についてきちんと分析し考察することにした。

2. 少年非行の責任

何かものごとが起こった時には、必ずといっていいほど、その責任追求がはじまる。犯罪が起こったときも例外ではなく、むしろその傾向は強い。特にそれが少年犯罪ということになれば、まず非難されるは親であり学校であるということが繰り返されてきた。そして、最近盛り

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

上がっているのは、少年本人に責任があるという主張である。

以下、それぞれの責任について検討してみることにしたい。

① 少年本人の責任

まず、少年の責任だが、「少年が悪いから犯罪をする。」というのは、極めて単純でわかりやすい発想である。しかし、非行少年は、初めから犯罪をする少年として生まれてきた訳ではない。生まれたばかりの赤ん坊を見て、その子が将来犯罪をするかどうか予言できる人は誰もいない。

例えば、あなたが、生まれた直後に両親をなくし、施設の中で虐待されて育ち、そこから逃げ出し、行くあてもなく放浪しているうちに腹がへって死にそうになったと仮定しよう。どこかの店に入ってパンを盗んで食べなかったとは言いつけられないのではなかろうか。また、そんなに極端でなくても、自分の思春期を振りかえってみれば、非行に手を染める危険は、いくつかあったと思い当たる人も多いと思う。つまり、自分は犯罪とは無縁だったし今後も無縁だろうと安心して人だつて、それはたまたま幸運だっただけであり、ちょっとした違いでどうなっていたかはわからない。そして逆に、現在犯罪を犯している人も、もし違う家に生まれ、違う育ち方をしてきたら、犯罪をしていなかったかもしれないのだ。

もちろん人間は生まれた時に、親から受け継いだ遺伝子を持っている。しかし、それだけで運命がすべて決まる訳ではなく、成長する間の環境も関与するし、どんな先生がいたかとか、どんな友達がいたかとか、いくつかの偶然が積み重なって、たまたま非行をするかもしれないし、しないかもしれないということなのである。

現実には、非行を犯した少年たちと話をしていると、情緒面では「些細なことで不安や不満を募らせる」「不快だとすぐむかつく」「我慢ができない」「自分をコントロールできない」など

の、対人関係面では「自己中心的」「社会性の不足」「自己表現力が乏しい」「他者との適切な距離がとれない」などの、問題解決場面では「視野が狭い」「応用がきかない」「よく考えず、短絡的に行動する」などの、それぞれ特徴を持っていると感じることが多い。しかし、そうなのは、前述のように少年だけの責任ではないことに注意する必要がある。

親に甘えた経験がない、安全な砦に守られた経験がない、さらにひどい場合には、親に虐待された（暴力をふるわれたなどの直接的なものでなくても、無視されたとか、必要な時にいつもいなかったなど精神的なものもある）などの事情で、大人不信になり、社会を恨み、家庭に居場所がなく、同じような友人とたむろしているうちに非行に走ったというのは、一つの典型例である。つまり、幼少期の心の傷（トラウマ）が、思春期に「問題行動」となって現れているのである。

また最近では、色々なプレッシャーを受けストレスをため込まざるをえなかった少年がキレて非行を犯すということもある。たとえば、親に言われて、多くの習い事や塾などに通い、ずっといい子を演じ続けてきたが、中学や高校になって息切れして非行に走ったり、あるいは欲求不満の解消のために非行を犯したりする。

そういう訳で、非行少年という自分とは別の特殊な人種がいる訳ではなく、誰でも非行に陥る可能性があるのである。それを犯罪を犯したら少年に責任がある（だから、少年を厳しく罰すれば良い）ということにしたなら、少年の自己イメージを悪くし（「どうせ俺は社会のはみだしものだ」）、さらに犯罪者においたてることになってしまう。それよりも、更生して社会に戻すことを考えるのが大切である。

② 親の責任

では親は、どうだろうか。親については、少年の遺伝子の供給者であると共に、小さい時から

らの環境の大きな部分を担ってきているのであるから、その子どもが非行をした場合に、責任があるのは当然のように思われる。

先輩の浅川道雄氏（元家庭裁判所調査官、現在「日本子どもを守る会」副会長）は、「自分に子どもを1か月預けてくれれば、非行少年にするのは簡単だ。」と述べている。子どもに、「お前は、財布から金を盗んだだろう。」と疑って、言い訳は聞かず暴力をふるったりして責め、差別的な取り扱いをすれば、子どもは簡単に非行少年になるというのである（『「非行」と向き合う』新日本出版社1998年）。これは間違いなく真実であると思う。1か月でもできるとすると、少年が10数年間を一緒に過ごした親が、積み重ねてきたものは、非常に大きいと言わなければならない。家庭内の、親子関係によって、少年が非行を犯す可能性は相当あると言えるだろう。

しかし外から見ると、両親が揃っていて、父親はサラリーマン・母はパート勤めで、経済的な問題も特に認められず、少年自身も普通に学校に通っている、という所謂「普通の子」の非行が現代の少年非行の特徴である。

それでは普通の親（つまり我々）の生活は、現在どうなっているのかというと、生活レベルが上がり、便利さを追求するようになり、金があるので共稼ぎをするようになっている。母親が働きに出るようになり、子どもに親がいない状況がおきている。もともと日本では父親は、会社に時間をとられて家庭にいなかったところへもってきて、母親までいなくなってしまった。しかも昔なら大家族でおじいちゃんおばあちゃんもいたし、おじさんおばさんもいたし、さらに隣近所の人も一緒になって子育てできたが、現在ではほとんど核家族で子育てをしなくてはなくなっている。地域との絆も弱い。その上、初めて親になって、不安を抱えながら子育てをしていると、非常に多くの情報が入ってくる。「子どもの自主性を尊重し、自立させるように育てなければならない」と言われると、子

どもに手をかけるのをためらってしまう。逆に、「きちんとしつけをしないと、後で大変なことになる」と聞くと、親の思い通りにするように命令して従わせたりしやすい。このように親自身も、多くの情報に踊らされて、手をかけるべきところに手をかけず、手を控えるべきところを控えないという、過保護・過干渉と放任とが同居した子育てになってしまっている。（母親がたとえ家にいたとしても、父親の支えのない中で、孤立した子育てをするため、子どもにあたったりする例が増えているという。）

さらに親の方も、ある程度以上の生活の安定を得て、快適な、物のあふれた生活をしているため、子どもに欲望を我慢させる家庭教育ができない。いきおい、金と物は与えるが、心の交流は少ない子育てとなってしまう。「よその子どもみんな持っている」と子どもに言われると、ポケベルや携帯電話を子どもに与え、通話料も払ってやるような親が増えている。子どもが偏差値の高い学校に進学し、高収入を得られるような就職ができれば幸せになれると思い込んで、勉強さえすればよしとして、ご褒美にお小遣いをあげる親も多い。多くの小遣いを与えても、テレビや雑誌で流されるゲームソフトやキャラクターグッズやブランド品の情報は大量で、物への欲求はとどまるどころがない。子供たちは、そうした物を集め、携帯電話で友人とのつながり確かめ、親のいない家でコンビニで買ったお菓子を食べながら1人でテレビゲームで遊んでいるという状況だ。

一方、親も社会の中の存在として、現代資本主義社会からおりることはできず、サービス残業までして企業につくしてきたのに、リストラの対象にされようとするなどぼろぼろ状態である。

しかも政府・財界は労働法制の改悪を目論んでいる。すでに労働基準法は、男女共通の超過勤務規制のない中で、深夜・休日労働禁止・残業150時間上限の女子保護規定が撤廃された。さらに1日8時間労働を解体し、裁量労働制、変形労

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

働時間制などを導入しようと狙っている。もしそういうことになれば、親の生活と健康が損なわれるばかりでなく、親と子どものコミュニケーションの時間もさらに奪われていくことになる。

考えてみると、親も犠牲者であり、気の毒な点がたくさんある。親の責任追求だけをしても、本当の意味での解決にはならない。

③ 学校の責任

子どもたちの事件が起こると、学校も責任があるように報道されることは多い。例えば、「もっと生徒の様子に目配りすべきだった」などと言われる。子どもが出しているサインをキャッチできなかったという点では、確かに責任があるかもしれないが、実際にそういうことができる体制になっているかどうかは見ておく必要がある。学校に何人の生徒と先生がいて、1クラスの人数は何人になっているのか。それは、先生が十分に目配りできる数なのかということが問題だ。しかも先生は、本来の業務の他に、部活動の面倒をみたり、事務的な仕事も抱えているとすると、学校や先生に全く責任がないとは言わないが、責任を負わせるのは困難な状況にあるといえそうである。

また最近「心の教育」ということが強調されている。神戸の事件を背景に中教審にも諮問された。「心の教育」の意味は、「生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指す教育のこと」とされている。これは確かに言葉としては、非常にいいし、こうした教育をおこなっていくことに反対する人はいないだろう。しかし、それでは実際にどうやればいいのか、答えをもっている人もこれまたいないのではなかろうか。文部大臣が、「心の教育」が大事だと言うことはできても、「じゃあどうすればいいのか」実際に学校へ行つて、「心の教育」をしてみせてくれといわれれば、できないであろう。

④ その他の問題（文明の責任）

その他に、文明が進んだことによる問題もある。

テレビが家庭に入り込んできたために、社会の影響がどんどん家庭内に入ってきている。昔の方が貧しい家庭は多かったけれど、それなりにまとまっていたし、家族団欒も多かった。それが、現代では、親は仕事で多忙、子どもは塾で多忙、家族はそれぞれ個室をもち、家庭で過ごすまとまった時間はとれず、食事を一緒にとることもままならないという、「家庭のホテル化」を招いてしまった。

都会ではビルばかりで、遊び場がなく、ギャングエイジと呼ばれる時期に友達集団で過ごすことも少なくなっている。あったとしても、テレビゲームで遊ぶなど、ヴァーチャル・リアリティ的なものになっている。こうしたことから、少年たちは人間関係のトレーニングが十分できず、人間同士のぶつかり合いが少なくなった。だから、少年たちの非行が、手加減を知らないものになり、倒れて血を流している被害者に、さらに道具で攻撃したりすることがおこっている。暴力がエスカレートして重大な結果になっているのに、被害者の身体や心への配慮が少なく、リセットを押せばやり直せるとでも思っているように疑われることさえある。（今後は逆に、テレビ画面を使って、被害者の立場になって事件を振り返るヴァーチャル・リアリティを少年に体験させるなどの工夫をしてもよいと思うが、リセットを押しても現実の被害者は元に戻らないことを少年にきちんと伝えていかなければならないだろう。）

⑤ 責任問題の結論は社会全体の責任

以上述べたとおり、どこか1つに責任を負わせようということでは、非行は説明できない。それぞれ、責任がないとは言えない事は当然であるが、どこかに責任を押しつけて、安心しようという姿勢では事態は一向に良くならない。

いくら犯人捜しをしてみても、例えば子どもが「私が非行に走るのは親が悪い」と攻撃し、親が「そんな子に育てた覚えはない」と反撃するなど、悪循環の泥沼に入るだけである。

何かのせいにして、いち早く理由をつけて安心したい、誰かに責任があるということを確認して、自分は安心しようという意識はわからなくはない。現代人は、非常に不安が高まっているので、自分が責任のない安全地帯にいることを確認して、ホッとしたいと常に願っているからだ。

しかし少年非行は、正に時代をうつす鏡である。大きな銀行や証券会社やゼネコンのトップが、不正な株取引、総会屋との取引、談合等を行い、政治家の疑惑もたくさんあるし、官僚と企業の癒着（接待漬け）など、様々な問題が吹き出している。

正直な話、この状況で、大人が子どもに「正しいことをせよ」とか「心の教育をしてやろう」とか言っても、何の効果もないばかりか、かえって子どもを悪くすることになりかねない。

明治時代すでに小河滋次郎は、「不良少年の製造元は不良老年である。」と見抜いていた。「不良の資本家、不良の官公吏、不良の政治家の横行・闊歩している社会では、不良少年を作り出すファクトルも社会にある。」というのである。これは現在でも全く同じである。

責任は、少年にも学校にも親にも文明にもあるが、あえていえば社会全体にあるというのが正しいと思う。したがって、個別の少年や家庭に責任を求める前に、社会全体の責任と認めて、社会の改善のための政策や方向性を考える必要があるというのが私の結論である。

3. 結びに変えて

(少年法「改正」論議の本質)

今まで見てきたように、少年非行は、大きく言えば社会に責任がある。現代は、人類が行き詰まってしまった時代である。ハイテクとか物

質文明は進歩したかもしれないが、人間のあり方、心の問題が行き詰まってしまっている。政治も経済も哲学も宗教も、混沌の中で何が大事なのか、どの方向に行くべきかを示せなくなってしまった。

こういう情勢の下で、子どもにだけ「こうあるべきだ」と言っても無理な話である。もともと少年時代は、色々とぶつかりながら成長する時期であるのに、大人も含めた社会全体が方向を見失っているのだから、少年が色々な間違いをするのは当然ともいえる。

それなのに、「非行少年を甘やかすな。厳しく罰しろ。」という刑罰万能思想がわかりやすさから人気を集め、少年法「改正」が急がされている。

戦後続いてきた右肩上がりの経済成長も行き詰まり、あちこちに破綻が目立ってきた。この時期に、権力者が、それをごまかして国民を欺き続けるためにどうすれば良いか、自分がその立場にたって考えればすぐにわかるだろう。それは、昔からおこなわれてきたように、仮想敵を作って、国民の目をそちらにそらすことである。そうでなければ、自分に批判がきてしまうからである。そこで、たまたま起こった少年事件を利用して、少年法をスケープゴートに仕立て、そちらに国民の怒りをむけさせるように、マスコミも動員して、必死になっているというのが、本当のところ少年法「改正」の本質といえるのではないかと思える。

しかし、我々はここで立ち止まってきちんと考えなければならない。

少年非行に特効薬はない。手術で悪い所を切除するとか、部品を新しいものと取り替えるという方法で簡単におさめることはできない。一時的に押さえれば、後にもっと大きな爆発が起きることを覚悟しなければならない。

それならば、少年に厳罰などの対症療法をほどこすよりも、時間がかかっても、社会を改革して、本当にすべての国民が自由で平等な民主主義国家を作り上げていくことが求められている。

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

それでも少年が非行をしてしまったら、なぜ少年が非行に陥らざるをえなかったのかを科学的に調査し、どうすればそこから立ち直れるのか社会全体で援助していくシステムを用意しておくことが大切である。犯罪をしたら、一生閉じ込めるといような排除の社会よりも、更生させて迎え入れる社会の方が、結局のところすべての人に優しく、国民全体が生きやすい社会ではないだろうか。社会的弱者にどんな「まなざし」を向けられる社会が、住みやすい社会なのか、もう一度みんなで考える必要がある。少年たちは、社会から向けられた「まなざし」で社会を見るようになっていく。いたずらに厳しくされ罰せられて育った人が、やさしい「まなざし」を持つはずはない。やさしさはやさしく

接することではしか教えられないのである。一部にみられる「少年法は甘すぎるから厳罰化すればよい」との声におされて、少年法を改悪したら、とり返しにつかないことになる。「急がばまわれ」ということわざのとおり、少年非行に対処するためには、先に社会を変革し、物質的だけでなく、精神的にも豊かな社会を作り上げていくのが、結局は近道なのである。

そうなると、ことは少年法だけの問題ではない。我々が、21世紀にどのような豊かな社会を作るのか、そのためにどういう政治・経済情勢を作りあげるのかということが問われているといえるだろう。

(全司法中央執行委員)

インターネットに労働総研のホームページ開設

- 労働総研では、インターネットにホームページを開設しています。
- 現在は、以下の情報を提供しています。
 - * 月刊「労働総研ニュース」——日本語・全文
 - * 季刊「労働総研クォーターリー」——日本語・目次のみ
 - * 季刊「労働総研ジャーナル」——英文・全文
 - * 労働総研のご案内——英文
 - * 出版物のご案内——日本語

- 皆様のご意見・ご要望をおまちしております。

- アドレス

<http://www.ijnet.or.jp/c-pro/soken/>

- E-MAIL

HZI01762@niftyserve.or.jp

目次欄

Rodo-Soken Journal

- Journal No.22 Apr. 1998
- Journal No.21 Jan. 1998
- Journal No.20 Oct. 1997

ニュース

- News No.100 98/07
- News No.99 98/06
- News No.98 98/05
- News No.97 98/04
- News No.96 98/03
- News No.95 98/02
- News No.94 98/01
- News No.93 97/12

クォーターリー

- No.31 1998年夏季号
- No.30 1998年春季号
- No.29 1998年冬季号

出版物

- 『日本の経歴』の衰退と労資関係
- 変形労働・長時間・深夜労働
- 労働時間と「規範緩和」

全労連へ

労働総研

労働運動総合研究所
Japan Research Institute of Labour Movement

What's New 7月23日更新

- 労働総研ニュースNo.100 1998/07(7月23日)
- 労働総研クォーターリーNo.31 1998年夏季号(6月22日)
- Rodo-Soken-Journal No.22, Apr. 1998(6月22日)
- 労働総研ニュースNo.99 1998/06(6月22日)

労働総研のご案内

〒114-0023
東京都北区滝野川3-3-1
ユニオンコーポ403
TEL 03-3940-0523
FAX 03-5567-2966
E-MAIL HZI01762@niftyserve.or.jp